

鍵をなくしても慌てて連絡しないで！ 開錠サービスの要請は慎重に！



相談事例

夜中に帰宅した際に鍵をなくしたことに気付いた。ネットで検索し、「5千円～」と書かれていた業者に連絡して来てもらった。作業が終わると、「鍵の種類によって金額が変わる」と言われ、5万円を請求された。一度支払ってしまったが、高額だと思うので、返金してほしい。

アドバイス

- ㊦ 開錠にかかる作業は様々で、時間帯や現場の状況次第では必ずしもインターネット広告に記載された料金で依頼できるとは限りません。ネット上の広告をうのみにしないようにしましょう。
- ㊦ 広告では数千円からと書かれていたのに作業後の請求は数十万円と高額になっていたなど、料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- ㊦ 見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合、広告などの表示額と実際の金額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフなどが適用できる可能性があります。事業者とトラブルになった場合は、受け取った書面や契約の経緯などを整理して、最寄りの消費生活センターなどにご相談ください。
- ㊦ 緊急時に備えて、信頼のおける事業者の情報を調べておくとう安心です。また、賃貸住宅の場合は、大家や管理会社に、鍵の紛失時にどのような対応をしているか、予め確認をしておきましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

***消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)**

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します